

相楽東部広域連合立学校における長期休業期間中の業務休止日設定要領

(令和4年6月8日教育委員会要領第3号)

1 趣 旨

長期休業期間中に統一的な業務休止日を設定、計画的な休暇取得を促進することにより、教職員の健康を保持・増進し、心身のリフレッシュを図るとともに、総実勤務時間の短縮を図る。

2 実施方法

(1) 次の期日を相楽東部広域連合立学校の統一的業務休止日とする。

8月10日から16日（祝日、土曜、日曜日を含む連続7日）

12月28日から1月4日（祝日、年末年始の休日、土曜、日曜日を含む連続8日）

(2) 基本的には全職員に休暇（年次休暇・夏季休暇等）の取得を促し、児童生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、事務室業務も休止する。

(3) やむを得ない事情のある場合は、校長の判断による特例的な扱いとして、業務の遂行に必要な職員を出勤させる等、柔軟に対応することとするが、出勤者は必要最小限の範囲に止める。

【対応例】

- ・施設設備の工事・点検等で対応の必要がある場合
- ・部活動について、対外試合を直後に控えている場合、強化遠征等の日程が決定し調整困難な場合等
- ・その他、緊急、又は対外的な対応のため、やむを得ないと認められる場合

3 関係者への周知

(1) 各学校から関係機関及び児童生徒・保護者に対して、文書及びホームページ等により、業務休止日の実施及び緊急連絡先について周知し、理解と協力を求める。

(2) 構成3町村役場、京都府山城教育局及び相楽地方市町教育委員会等に対して、通知文書により周知を図り、理解と協力を求める。